東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	工認-435 改 0
提出年月日	平成30年6月1日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 本文 補機駆動用燃料設備の基本設計方針

抜粋資料

2 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変 更 前	変 更 後
_	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
_	第1章 共通項目 補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及 び構造等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁等を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基 本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。
_	第2章 個別項目 1. 補機駆動用燃料設備 ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料は、ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクに貯蔵する。 可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプ及びホイールローダの燃料は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて給油できる設計とする。
_	2. 主要対象設備 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の対象となる主要な設備について,「表 1 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の主要設備リスト」に示す。